## Trade Mark

## 特許業務法人 藤本パートナーズ 田中 成幸公弁理士



当社では新たな資格をつくり、検定試験を実施して資格を付与するというビジネスを考えて います。資格の名称として「○○士」を検討していますが、このようなものについても商標 登録は必要でしょうか。もし必要であれば、商標登録の際に注意すべき点を教えてください。

> (福岡県 T. T)



# 1. 資格の名称における商標 登録の必要性

わが国では数多くの資格が存在して おり、その数は国家資格だけでも 1200件以上、さらに民間資格を含め た資格全般を合わせると3000件以上 もあるといわれています。

このような資格の認定機関が行う 「資格試験の実施」や「資格の認定」 というサービスは41類に属する役務 であって、資格の名称は、広告や試験 用紙、登録証等、上記役務を提供する 際のあらゆる場面において使用されて いると考えられます。

そうしますと、資格の名称は「資格 試験の実施 | 等の役務について商標と して使用されているといえるため、使 用の安全性を確保したり、他人による 同一・類似の名称の使用を防止するた めにも商標登録の必要性は高いと思わ れます。

### 2. 商標登録の際に注意すべき事項

では、今回の「○○士」で表される 商標の登録を行うにあたり、どのよう な点に注意する必要があるのでしょう か。主な注意点としては以下のものが 挙げられます。

# (1) 公序良俗を害するおそれがない こと(4条1項7号)

商標審査便覧(42.107.02)によれば、 「○○士」で表される商標のうち以下 のものは、その認定機関が出願人の場 合を除き、原則、本号に該当し拒絶さ れることになっていますので、資格の 名称としてこのようなものを避けると いう点には注意が必要です。

- ①国家、地方公共団体もしくはこれら の機関または公益に関する団体が 認定する資格(以下、国家資格等) を表示するもの
- ②一般世人において国家資格等と一見 紛らわしく誤認を生ずるおそれの あるもの

なお、下記のように裁判にて「管理 食養士」が国家資格たる「管理栄養士」 との関係で相紛らわしいとして登録が 認められなかった例もあります。

## ● 東京高裁 平15 (行ケ) 248号

「『管理栄養士』と『管理食養士』と は、その外観、称呼、観念において類 似するものであって、相紛らわしく、 他方、『管理栄養士』が、前記認定の とおり、一般に宣伝広告され広く普及 した国家資格として、その存在及び活 動内容が国民によく知られていること

を考慮すると、本願商標である『管理 食養士』に接する需要者、取引者が、 これを国家資格である『管理栄養士』 に関連した新たな公的職業資格である かのように誤信する場合があることは 否定できないから、このような商標は、 国家資格に対する一般国民の信頼性を 損なうものであり、社会公共の利益に 反するものとして、その出願を拒絶す べきことは明らかといわなければなら ない

#### (2) その他の登録要件を満たすこと

採用された名称に公序良俗を害する おそれがなかったとしても、他の商標 出願と同様に、自他商品等識別力を有 すること (3条各号)、他人の登録商 標と同一・類似の商標であってその指 定商品等と同一・類似の指定商品等に 使用するものではないこと(4条1項 11号) などの要件を満たさなければ ならない点には注意が必要です。

### 3. まとめ

ご質問にある資格の名称についての 商標登録は必要であり、その採用にあ たっては、登録の可否も含めて事前の 検討が大変重要です。不安な点があれ ば弁理士までご相談ください。